

議案第23号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

平成31年2月25日提出

大網白里市長 金坂 昌典

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、農業委員会会長及び農業委員会委員並びに農地
利用最適化推進委員の能率報酬の支給日は、市長が別に定める。

「
別表第1 農業委員会会長の項中

月額	41,600円
----	---------

「
を

月額（基本報酬）	41,600円
年額（能率報酬）	予算の範囲内で 市長が別に定める額

 に改め、同表農業委員会委員の項

「
中

月額	35,200円
----	---------

 を

「

月額（基本報酬） 35,200円
年額（能率報酬） 予算の範囲内で
市長が別に定める額

に改め、同表農地利用最適化推進委

」

「

員の項中

月額 17,600円

を

」

「

月額（基本報酬） 17,600円
年額（能率報酬） 予算の範囲内で
市長が別に定める額

に改める。

」

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。